

特定非営利活動法人関西NGO協議会 会員に関する規約

第1条 (目的)

本規約は特定非営利活動法人関西NGO協議会（以下当協議会）の定款に基づいて、当協議会の会員に関する事項を定めたものである。

（会員の種別） 定款の第三章第六条に基づき、当協議会は会員を3種類とし、正会員により特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 準会員 この法人の事業の発展を維持するために入会した上記以外の団体及び個人
- (3) 賛助会員 上記以外で、この法人を支援するために入会した団体及び個人

第2条 (会員の要件)

正会員および準会員は原則として、下記の要件を満たすこととする。

- (1) 開発、人権、環境、平和などの分野において国際協力（そのための国内活動を含む）に関わる団体及び個人であること。但し、正会員については2年以上の活動実績があること。
- (2) 団体の場合、非政府、非営利の市民性をもった活動を行っていること。
- (3) 団体の場合、適切な情報公開を行っていること。
- (4) 団体の場合、連絡可能な事務所体制がとられていること。
- (5) 団体の場合、正会員は関西地域に活動拠点を置いていること、ただし、準会員はそれに限らない。

第3条 (入会申請)

当協議会に正会員として入会を希望する団体は、原則として、下記の書類を添えて、理事会に入会を申請しなければならない。

- (1) 所定の入会申込書
- (2) 当会の定める「NGO活動・運営指針」に対する賛同書
- (3) 団体の定款、会則、もしくはそれに準じるもの
- (4) 申込み年以前の2年間の事業報告と事業計画
- (5) 申込み年以前の2年間の決算報告と予算書
- (6) 理事、もしくはそれに準じる意志決定機関メンバーの名簿
- (7) 団体発行の広報資料および機関誌などの参考資料
- (8) (特活) 関西NGO協議会加盟団体の内2団体からの入会推薦書

当協議会に準会員として入会を希望する団体および個人は、原則として、下記の書類を添えて、理事会に入会を申請しなければならない。

- (1) 所定の入会申込書
- (2) 当会の定める「NGO活動・運営指針」に対する賛同書

当協議会に賛助会員として入会を希望する団体および個人は、原則として、下記の書類を添えて、理事会に入会を申請しなければならない。

- (1) 所定の入会申込書

第4条（入会）

定款の第三章第七条に基づき、理事会は申請団体及び個人の入会について審査し、正当な理由のない限り入会を認める。

第5条（会員の権利）

正会員は、次の権利をもつものとする。

- (1) 総会での議決権
- (2) 定款の第六章第三十二条第二項に定める総会の開催請求権

準会員は、次の権利をもつものとする。

- (1) 定款の第五章第二十一条第二項に定める総会への参加と発言権

賛助会員は、次の権利をもつものとする。

- (1) 定款の第五章第二十一条第二項に定める総会への参加と発言権

第6条（会員の義務）

正会員および準会員は、会費支払いのほか次の義務を負うものとする。

- (1) 当協議会の要請に基づき、事業の企画、運営、情報提供などにおいて積極的に協力する。
- (2) 団体の場合、毎年度末に当協議会からの要請に応じて事業報告と来年度の事業計画を提出する。

第7条（会員資格喪失の基準）

会員は、原則として、下記の要件を満たした場合は退会とする。定款の第九条 会員の資格の喪失に基づく。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である団体が消滅、または個人が死亡したとき
- (3) 継続して二年間以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第8条（入会金、年会費の種類）

会員は、正会員と準会員の入会金及び年会費を以下に定める通りとする。

- (1) 正会員
入会金 二万円 年会費 三万円
理事選挙における理事の被選挙権及び定期会員総会時における議決権を有する。
- (2) 準会員

入会金（団体のみ）一万円 年会費一万円

理事選挙における理事の被選挙権及び定期会員総会時における議決権を有しない。

(3) 賛助会員

年会費

団体 一口一万円 一口以上

個人 一口五千円 一口以上

理事選挙における理事の被選挙権及び定期会員総会時における議決権を有しない。

(注) 一旦入金された入会金、年会費の返金は認められない。

付則：本規約は、2006年5月21日から施行する。

本規約は、理事会の承認を得て、2007年7月より改定、施行する。

本規約は、理事会の承認を得て、2009年2月より改定、施行する。

本規約は、理事会の承認を得て、2018年7月より改定、施行する。